

実地指導における主な指摘事項について（報酬）

障がい福祉課障がい福祉係

- 近年、実施した実地指導（報酬）の中で、主な指摘事項をまとめたものです。
例年、同じ項目での指摘が多くみられますので、ご留意のほどお願いいたします。
- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する資料については、郡山市公式ウェブサイトに掲載しております。

[トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [保健福祉部](#) > [障がい福祉課](#) > [令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する説明会の開催について](#)

1-1 欠席時対応加算

対象サービス：生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行、就労継続（A型・B型）
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

<指導内容>

・利用者が欠席した事実は記録に残されているが、家族との連絡調整を行った等、具体的な支援の内容が記録されていない。

（例）「風邪のため欠席」としか記載されていない。

<改善方法>

・家族等との連絡調整を図り、当該利用者の生活状況等を具体的に把握・記録しておく必要があります。

【記載すべき内容】

(1) 「連絡を受けた日」及び「欠席日」

(2) 誰から連絡があったか

(3) 連絡を受けた職員名

(4) 欠席理由

(5) 相談援助の内容

1 - 2 欠席時対応加算

<指導内容>

- ・ 欠席が連日にわたる際に1度の相談援助で複数回の加算を請求していた。実際に相談援助を行っていない日については算定できない。

(例) 7月1日に、当日と翌日(7月2日)も欠席する旨の連絡があった場合に、欠席時対応加算を算定できるのは7月1日だけであるが、7月2日についても算定していた。

<改善方法>

- ・ 1度の欠席連絡・相談援助で算定できるのは1回のみであることに注意する。上記の例の場合、7月2日分については過誤調整の対象になる。

1-3 欠席時対応加算

<新型コロナウイルス感染に伴う欠席時の対応について>

サービス事業所の設置地域で新型コロナウイルス感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと判断される場合に、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能である。

また、新型コロナウイルス感染対策により通常報酬を算定する場合は、健康管理や相談支援を行った状況を詳細に記録しておくこと。

(新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第7報) (令和2年5月27日付け厚生労働省事務連絡))

※昨年度、新型コロナウイルス感染対策とは関係のない欠席についても通常報酬を算定していた事業所がございましたので、ご注意願います。

2 福祉・介護職員処遇改善加算

<指導内容>

- ・福祉・介護職員処遇改善計画書を作成しているが、事業所内のすべての福祉・介護職員に対する周知が行われていない。

<改善方法>

- ・すべての福祉・介護職員に対して、処遇改善計画書を周知すること。周知方法の定めはありません。（文書で回覧を行う、各職員に通知する等）

3 特定事業所加算

対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

<指導内容>

- ・サービス提供終了後、従業者はサービス提供責任者に適宜報告を行い、サービス提供責任者は報告内容の記録を保存しなければならないが、従業者からの報告が確認できなかったり、記録が保存されていなかった。

<改善方法>

- ・事後報告であっても差し支えないので、従業者は必ずサービス提供責任者へ報告を行い、サービス提供責任者は記録を適切に保存すること。

4 帰宅時支援加算

対象サービス：宿泊型自立訓練、共同生活援助

<指導内容>

- ・利用者の帰省中に、家族等と連絡を取り合い、利用者の居宅等での生活状況を十分に把握し、その内容を記録しておくことが必要だが、記録に残されていなかった。

<改善方法>

- ・帰省中の生活状況をよく把握し、適切に記録しておくこと。

5 家庭連携加算・事業所内相談支援加算

対象サービス：児童発達支援、医療型児童発達支援、
放課後等デイサービス

<指導内容>

・当加算を算定する場合は、個別支援計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得ておくことが必要であるが、個別支援計画に記載がなかった。

<改善方法>

・対象者の個別支援計画に、家庭連携加算や事業所内相談支援加算の内容を盛り込んでおくこと。また、相談援助等を行う標準的な所要時間も定めておくこと。